

3 時間外・深夜割増賃金について（労働基準法 37 条）

法定労働時間を上回る時間外労働や深夜業（午後 10 時から午前 5 時までの労働）に対しては 25%以上（※）、休日労働に対しては 35%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

※ 1 か月に 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は 50%以上です（中小企業については、当分の間、猶予されています。）。

4 休憩時間について（労働基準法 34 条）

労働時間が 6 時間を超える場合には少なくとも 45 分、8 時間を超える場合には少なくとも 1 時間の休憩が、労働時間の途中に必要です。また、休憩は、労働者の自由に利用させなければなりません。特に、次のような例がみられることから、休憩が確実に取得できるよう徹底してください。

- 代替要員不足、休憩場所や休憩時間の不明確さ、他の労働者への気兼ねのため休憩が確保されていない例
- 所定の休憩時間に利用者の食事介助等を行う必要が生じ、休憩が確保されていない例

5 年次有給休暇について（労働基準法 39 条）

非正規労働者も含め、6 か月間継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対しては、年次有給休暇を与えなければなりません。

所定労働日数が少ない労働者に対しても、所定労働日数に応じた年次有給休暇を与える必要があります。

年次有給休暇の日数

通所定労働時間	通所定労働日数	1年間の所定労働日数 ※	雇入日から起算した継続勤務期間ごとの年次有給休暇日数						
			6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年6か月 以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上							
	4日	169日から 216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日から 168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日から 120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日から 72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※ 週以外の期間によって労働日数が定められている場合